

## 新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた令和2年度の予算執行等について

昨年度末から世界的な規模で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の影響により、日本はもとより世界各国の経済が厳しい状況にある。国内においては、4月7日に緊急事態宣言が発出され、都市部において、より事態は緊迫した状況となっている。

平成20年に発生したリーマンショック時においては、一般財源が、平成21年度予算において約30億円の減、平成22年度予算において約54億円の減となっており、リーマンショック時以上の影響を想定した対応が必要である。

したがって、今年度の事業実施にあっては、今後厳しさが増すことが予想される区財政に鑑み、事業の規模や時期、方法について十分に検討し、見直すべきものは見直し、歳出の抑制に努めるとともに、歳入の確保にも今まで以上に努めていく必要がある。

区民生活を停滞させることなく、安定した持続可能な財政運営を進めていくため、区民に対して安心な未来を提示できる財政基盤を構築する覚悟を持って、下記の内容により、予算執行に臨むこととする。

### 記

#### 1 歳出について

- (1) 新規・拡充事業については、既に事業が進行しているもの及び法定されているもの等、区が単独で執行の制御ができないものを除き、執行を一旦停止し、庁内議論を踏まえ、事業実施の可否、実施時期、予算規模の見直し等の方針を定める。
- (2) 経常事業については、執行の規模や時期、方法について改めて検討し、見直すべきものは見直し、歳出の抑制に努めることとし、企画部で取りまとめの上、調整を行う。
- (3) 来年度予算編成に向けて、新しい行政評価制度により、事業の効果を測定するとともに課題を把握し、抜本的な事業見直しに取り組む。
- (4) 業務の進行管理や執行の工夫により、時間外勤務の削減に努める。

(5) その他の事項についても、歳出削減に向けて取り組む。

## 2 歳入について

(1) 国・都支出金等については、事前に関係機関と協議し確実に交付を受け、予算計上額の確保に努める。また、制度改正等の情報について積極的な把握に努め、的確に対応する。

(2) 特別区民税や国民健康保険料、介護保険料等の公債権、各種貸付金や区営住宅使用料等の私債権については、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国の徴収猶予の取扱いや区民生活の実態を鑑みた上で年間徴収計画を策定し、計画的な徴収に一層努める。また、債権管理対策会議において定期的に取り組み内容を検証・改善し、収入率向上と未収金の発生抑制に取り組む。

(3) 事業計画までに期間がある未利用地や未利用施設などの区有財産の活用を検討し、歳入確保に努める。

(4) わたしの便利帳やおひるねなど、広告収入を確保できる事業については、引き続き広告収入の確保に努めるとともに、新たな広告収入の獲得についても取り組む。

(5) その他、新たな財源確保に努める。

## 3 その他

各部の執行状況等については定期的に報告を求め、企画部において全庁的なマネジメントを行う。